

要 請 書

玄海原発再稼働に対する糸島市民の不安を
2月11日に原子力規制委員会 更田委員長に伝えてください

再稼働の大前提は「原発事故は起きる！！」ということです。この大前提があるからこそ、30^キ圏内の自治体には避難計画が義務付けられているのです。そうではないですか？ 「万々がいち」ではないのです。

2018年2月9日

月形 糸島市長 様

脱原発！いとしまネットワーク

玄海原発3号機が、いよいよ来月・3月に再稼働と言われています。3号機はプルサーマル発電であり、市長が仰っている「万々がいち」の事態に陥った場合、九州はおろか関西圏まで甚大な被害を被るだろうと言われています。

市長は2014年の市長選の折に、「万全な広域避難計画が策定されない限り、玄海原発の稼働には反対だ」と仰っていたと記憶しています。

現在、糸島市にはH27年6月策定の「糸島市原子力災害広域避難計画」があります。この避難計画がある中、昨年3月に「玄海原発再稼働に関する説明会」が行われ、600名以上の市民が参加しました。そして、その中で明らかになったのは、多くの市民が玄海原発再稼働に、大きな不安をいただいているということです。

当ネットワークでは、福岡市内の団体との協力で昨年秋から30^キ圏内全世帯に玄海原発に関するピラ等の配布を行っています（二丈地域は終了）。その配布時には住民の方たちの不安の声も聞いています。

「早良が避難先になっているが、行ける筈がない・・・大渋滞で」、「来年再稼働ですか？それはいかんですね」、「アタシは決めとります！ 指定の避難先には行かんで、山越えて佐賀に行くようにしとります（＝西風の場合はこれが正解）」、「畑やら田んぼやらが、使われんごとなるね」等々の声を聞いています。ポスティング行動の時ですので、たまたま出会った少ない住民の方たちの声です。

さて避難計画ですが、福岡県の計画には大きな誤りがあります。放射線の常時監視を9カ所のモニタリング・ポストと糸島30^キ圏内7カ所設置の固定式線量計で行うと書かれていますが、7カ所の線量計は非常時で平常時には観測できない機器です。また、サーベイメータによる緊急時の測定は、糸島を含む26カ所で行うと避難計画には書かれていますが、「緊急時モニタリング実施要領」に於いては、糸島市配備のサーベイメータは「予備」であり、緊急時には使用しないようになっています。

次に糸島市の避難計画についてですが、冒頭に書かれている「避難計画策定の目的」は

次のようになっています。

「拡散した放射性物質から糸島市民の生命を守ること」

市長は常々仰っています。市の責務は「市民の生命、財産を守ることだ」と。

しかし、避難計画の「目的」には「財産を守る」とは、ひと言も書いてありません。財産とは土地、屋敷、田畑、山地等々だけではないと考えます。この土地で暮らしている「日常」は市民が生活する中で創り、獲得してきたかけがえのない大きな財産です。仮に避難生活となった場合、その生活は「日常喪失生活」に他なりません。

「避難計画」に「財産を守ること」が含まれていないのは、「財産を守ることはできない」との認識に立った上で策定されたものだからであろうと推測します。

現在の避難計画には問題点が多々ありますが、その中の一つを述べます。

前述していますように、避難計画はH27年6月に策定されています。地区別の避難先も同様に策定されています。そして、避難先へ向かう「避難経路図」が避難計画策定後、作成されています。

市長をご存知かどうかは判りませんが、避難経路図作成時に「地区別避難先」の内2地区（二丈・鹿家、二丈・片山）の避難先が、全く異なる施設に変更されています（二丈・鹿家の場合は避難先自治体も変更）。しかし、その変更は「避難計画」に落とし込まれていません。

市長は再選後のインタビューで「避難ルートなどを精査し、避難計画を見直していく」（朝日新聞）と仰っています。上記の避難先の変更は市長が仰っていることを実行しているのですが、「避難先の変更」行ったのであれば「避難計画の中の避難先変更」まで行わない限り、「避難計画の見直しを行った」ということにはなりません。杜撰であるとしか言いようがありません。

以上、福岡県、糸島市の避難計画の問題点の一部について述べさせていただきました。玄海原発に関する「何も解決されていない問題点」については、添付の8団体連名による「要請書」をご参照をお願いします。

糸島市には再稼働同意権はない、法的根拠がないということになっているようですが、それは根本的に間違っています。

原発事故の際の地元というのは、玄海町だけではありません。唐津も佐賀県も糸島も福岡県も、そして、九州、否、西日本全体が地元となります。被害地元です。

私たち市民は、「同意権」ではなく憲法で保障された生存権に基づく「拒否権」を有しています。私たち市民は玄海原発再稼働に対して、既に「拒否権」を発動しています。

以上のことを、2月11日14時から「佐賀県オフサイトセンター」で行われる原子力委員会・更田委員長との意見交換の場で、更田委員長に伝えていただくことを要請します。

（文責：脱原発！いとしまネットワーク 山北 090-4475-8477）